紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十一月二十六日、紺綬褒章並びに賞杯を贈与された者は、次のとおりである。

ブラジル連邦共和国　リカルド　タケシ　赤川人

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十一月二十六日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

久保　清美　　堀川　幸子　　古賀　常次郎
久野　和洋　　志村　善一　　長岡今朝吉
後藤　守宏　　平木　好子　　黒岩　恒雄
小川　治

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十一月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社朝陽
姫路信用金庫
信和アルコール産業株式会社
銀座ステファニー化粧品株式会社
株式会社ＨＳＣ
エーザイ株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月一日ルーマニア国の国祭日につき、十一月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から八月十六日インドネシア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十八日御答電があった。

天皇陛下から十月十一日スペイン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十一月四日御答電があった。

官報

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年12月２日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年 12 月２日

国土交通大臣　前田　武志

記

確認された日本工業規格

コンクリートのスランプ試験方法	A1101
骨材の微粒分量試験方法	A1103
フレッシュコンクリートの試料採取方法	A1115
フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法（質量方法）	A1116
ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法	A1119
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法	A1122
フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法―空気室圧力方法	A1128
骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法	A1137

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、和歌山労働局の関係労働者を代表する者村上正次の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 23 年 12 月２日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、和歌山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成23年12月13日

4　推薦書及び添付書類提出先　和歌山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人中山純一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 23 年 12 月２日　　さいたま地方法務局

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	亡失年月日	亡失者所属官職氏名
労働保険検査証	第409号	平成23年10月25日	愛知労働局春日井公共職業安定所 厚生労働事務官　横井　芳秀

上記のとおり、証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以後無効とする。

平成 23 年 12 月２日　　厚 生 労 働 省

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２１年（家）第７０１９号

福島県相馬市大坪字山神前104番地

申立人　加藤　三郎

本籍福島県相馬市中村字袋町12番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福島県相馬市、死亡年月日平成21年７月２日、出生の場所福島県相馬郡中村町中村字宇多川町22番地、出生年月日昭和10年１月23日、職業無職

被相続人　亡　石橋　政子

催告期間満了日　平成24年６月15日

福島家庭裁判所相馬支部